



茨城労働局公示第 23 号

## 登録教習機関の技能講習業務の廃止について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 23 条の 2 に基づき、登録を受けた技能講習業務を廃止したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

### 記

#### 1 廃止する登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 登録教習機関の名称  
一般社団法人茨城労働基準協会連合会
- (2) 住所  
茨城県水戸市桜川二丁目 2 番 35 号
- (3) 代表者の氏名  
会長 高輪 忍
- (4) 技能講習の業務を行う事務所及び所在地
  - ① 事務所 上記 1 の (1) のとおり
  - ② 所在地 上記 1 の (2) のとおり

#### 2 廃止する技能講習

ショベルローダー等運転技能講習

#### 3 登録番号

第 1 - 12 号

#### 4 廃止する年月日

令和 8 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 19 日

茨城労働局長

